平成２８年（フ）第１０８５号
東京都豊島区池袋４丁目13―11　晴和荘
債務者　黒田　廣行
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５号
神奈川県大和市下和田898番地　Ｖｉｌｌａ５―101
債務者　坂田みや子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７号
横浜市鶴見区岸谷１丁目20番24号
債務者　角田正こと　クエヤル　カクダ　ダルウィン
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８号
横浜市鶴見区岸谷１丁目20番24号
債務者　中木原ホルヒーナこと　ナカキハラナビ　デ　クエヤル　ホルヒーナ
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３０号
横浜市金沢区瀬戸５番２―206号
債務者　矢野目淳一
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３１号
横浜市南区浦舟町１丁目２番地14　カインドステージ横浜阪東橋706号
債務者　冨田久美子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２号
横浜市磯子区洋光台３丁目27番19号　宇田川荘202号
債務者　前田　隆正
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅２―405
債務者　松島　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０号
神奈川県藤沢市菖蒲沢790番地　花珠の家ふじさわ
債務者　塩崎正貴こと　塩崎　充啓
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２４号
横浜市鶴見区岸谷４丁目５番16号　ふじハイツ201
債務者　五十嵐啓介
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５号
横浜市鶴見区岸谷４丁目５番16号　ふじハイツ201
債務者　五十嵐眞澄
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３号
神奈川県綾瀬市大上３丁目９番25号　エステートピア大上102
債務者　田口　量久
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９０号
横浜市青葉区あざみ野４丁目11番地26　プラシードあざみ野
債務者　黒沼　俊之
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５６号
徳島県徳島市国府町佐野塚字出口５番地の３、旧住所香川県丸亀市郡家町3398番地１
破産者　藤川　和彦
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０５号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸988番地　内出団地１―21
破産者　森山　苑美
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係